

大分県報

平成二十九年
第二八六二号
三月十日

（金曜日）

目次

公安委員会規則	一
大分県道路交通法施行細則の一部改正	一
告示	七
特定非営利活動法人の設立認証申請	七
指定予定保安林	八
建築基準法による道路位置の指定	八
道路区域の変更	八
道路の供用開始	八
制限区域の設定	九
警察本部訓令	九
警察車両運転技能検定等に関する訓令の一部改正	九
監査公表	一
監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）	一
公告	一
落札者等の公示	一
県営土地改良事業計画の変更	一
開発行為の完了	一
正誤	一
平成六年五月十日付け大分県報号外第八六号に登載の大分県公安委員会規則第六号（大分県道路交通法施行細則の一部改正）中の訂正	一
平成十八年三月十七日付け大分県報第一七四五号に登載の大分県公安委員会規則第二号（大分県道路交通法施行細則の一部改正）中の訂正	一

○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月10日

大分県公安委員長 高橋治人

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第10号中「中型自動車」の次に「準中型自動車」を加え、同条第11号中「法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許」を「法第85条第1項若しくは第2項又は第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車及び普通自動車を運転することができる免許（以下この号において「準中型自動車等対応免許」という。）」に、「当該普通自動車対応免許」を「準中型自動車等対応免許」に、「第71条の6第1項」を「第71条の6第1項及び第2項」に改め、「付けた」の次に「準中型自動車及び」を加える。

第21条第1項の表の1の項中「中型自動車免許」の次に「準中型自動車免許」を加え、同条第2項の表の1の項中「普通自動車免許」を「準中型自動車免許、普通自動車免許」に改め、同表の6の項中「規定する日、」の次に「準中型自動車仮免許及び」を加える。

第21条の2の2第1項中「第32条の2第2項、第32条の3、第32条の4」を「第32条の3第1項、同条第2項、第32条の3の2第2項」に改める。

第21条の3中「において」の次に「準中型自動車免許」を加える。
第23条の5の次に次の1条を加える。

（臨時認知機能検査）

第23条の6 法第101条の7第3項に規定する臨時認知機能検査を受けようとする者は、臨時認知機能検査受検申請書（第19号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

第24条を次のように改める。

（臨時適性検査の通知等）

第24条 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査を行う場合の通知は臨時適性検査通知書（第20号様式）により、同条第4項若しくは第5項又は法第107条の4第1項後段の規定による臨時適性検査を行う場合の通知は臨時適性検査実施通知書（第20号様式の1の2）により行うものとする。

2 法第102条第1項から第3項までに規定する医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書（第20号様式の1の3）により行うものとする。
 第28条の2の見出し中「中型車講習」の次に「、準中型車講習」を加える。
 第33条の6第1項第3号中「0以下」を「76以上」に改める。
 第16号様式中「大型 中型」を「中型 準中型」に改める。
 第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第23条の6関係）

臨時認知機能検査受検申請書		年 月 日
大分県公安委員会 殿		
住 所 申 請 者 氏 名 生 年 月 日		
道路交通法第101条の7第3項の規定により臨時認知機能検査を受検したいので申請します。		
受 検 日		
受 検 場 所		
備 考		
手 数 料		

備考 手数料欄には、大分県収入証紙を貼り付けること。

第20号様式を第20号様式の1の2とし、第19号様式の次に次の1様式を加える。
第20号様式（第24条関係）

臨時適性検査通知書

年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の 処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由となつた認知機能検査の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

備考 1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。

2 診断書を提出する場合は、 年 月 日までに、大分県警察本部交通部運転免許課講習係に提出してください。

第20号様式の1の2の次に次の1様式を加える。
第20号様式の1の3（第24条関係）

診断書提出命令書

年 月 日

殿

大分県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、運転免許 こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となつた認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

第25号様式の2中「 中型車講習」を「 中型車講習 準中型車講習」に改め、同様式の備考2中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第25号様式の6中

「 大型 中型 普通 大白二 普自二
 大型二 中型二 普通二

を

「 大型 中型 準中型 普通 大白二
 普自二 大型二 中型二 普通二

に改め、同様式の備考2中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第27号様式の2中

「 普通

」を「 準中型 普通

」に改め、同様式の備考1中「表わす」を「表す」に改め、同様式の備考2中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第27号様式の4中

講習日

を

講習区分

道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の1の項に掲げる講習

道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の2の項に掲げる講習

道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の3の項に掲げる講習

道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表の4の項に掲げる講習

講習日

「 中 型

を

「 中 型 準 中 型

」に改め、同様式の備考中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第27号様式の5中

「 中 型 準 中 型

を

」に改め、同様式の備考中「はり付ける」を

「貼り付ける」に改める。

第28号様式の3中「 中 型」を「 中 型 準中型」に改め、同様式の備考2中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十九年三月十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 申請のあった年月日

平成二十九年二月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふるさと伝統文化協議会

三 代表者の氏名

高橋 徹

四 主たる事務所の所在地

大分市金池町五丁目二番十九号

平成二十九年三月十日

大分県報（公安委規則・告示）

五 定款に記載された目的
 この法人は、地域の史跡や伝統文化の保存・継承・発展のため、子どもたちや、若者たちをはじめ幅広い世代の人々に対して、大分の歴史・文化の維持・保存及び普及・教育に関する事業を行い、「有形無形の文化を後世に残し伝える事」に寄与することを目的とする。

大分県告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大山町西大山字池ノ平二九三番一、字鳥居ノ元五六一四番・五六一九番（以上

二筆について次の図に示す部分に限る。）、五六三〇番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
白第二八一号	白杵市大字戸室字浄光寺四三八番一及び四四四番一	平二九・二・二二	六・三一メートル 四・一〇	八六・二二メートル

大分県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		後	前		
一般国道三八七号	玖珠郡玖珠町大字森字八重垣二二七七番三から玖珠郡玖珠町大字森字八重垣二二七八番三まで	後	前	一〇・〇 六・〇	一五・五
		後	前	一一・〇 八・五	一五・五
県道田野野上線	玖珠郡九重町大字野上字堀田三三四六〇番一地先から玖珠郡九重町大字野上字野矢三九五八番五まで	後	前	一一・〇 六・〇	一三九・〇
		後	前	一一・〇 六・〇	一三九・〇

大分県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	玖珠郡玖珠町大字森字八重垣二二七七番三から 玖珠郡玖珠町大字森字八重垣二二七八番三まで	平二九・三・一〇

大分県告示第百六十三号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十七条の規定に基づき、次のように重要国際埠頭施設及び国際水域施設の保安の確保のために制限区域を設定した。

なお、制限区域の位置を示した図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 制限区域を設定した年月日
平成二十九年二月二十七日
- 二 重要国際埠頭施設及び国際水域施設の保安の確保のために制限区域を設定する港
大分港

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第2号

警察本部
警察学校
警察署

警察車両運転技能検定等に関する訓令（平成13年大分県警察本部訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月10日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

第2条第1項中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。
第3条第1項中「中型自動車技能検定」の次に「、準中型自動車技能検定」を加え、同条第2項の表の大型自動車技能検定の項及び中型自動車技能検定の項中「中型自動車」を「中型自動車 準中型自動車」に改め、同表の中型自動車技能検定の項の次に次のように加える。

準中型自動車技能検定	準中型自動車	普通自動車
------------	--------	-------

第8条を次のように改める。

（合格者の通知）

第8条 教養課長は、検定に合格した職員について、合格者の所属する所属の長に通知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（合格者に関する名簿）

第9条 教養課長は、検定に合格した職員について、合格者に関する名簿を作成するものとする。

別表第1の2中「普通自動車技能検定級位基準」を「準中型自動車・普通自動車技能検定級位基準」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

検定受検資格

検定の種別	級位	区分	受検資格
		警察官	(1) 準中型自動車技能検定B級以上又は普通自動車技能検定B級以上を取得していること。 (2) 大型自動車運転免許を取得していること。 (3) 直近の大型自動車技能検定A級又はB級を受検した日から1年以上を経過していること。

平成二十九年三月十日

大分県報（告示・警察本部訓令）

大型自動車 技能検定	A級	警察官 以外の職員	(1) 準中型自動車技能検定C級又は普通自動車技能検定C級を取得していること。	普通自動車 技能検定	S級	警察官 以外の職員	(1) 準中型自動車技能検定A級を取得していること。
			(2) 大型自動車運転免許を取得していること。				(2) 警察庁が実施する運転免許技能試験官専科又は警察緊急自動車運転技能中堅指導者専科を修了していること。
	B級	警察官 以外の職員	(1) 準中型自動車技能検定B級以上又は普通自動車技能検定B級以上を取得していること。		A級	警察官	(1) 準中型自動車技能検定C級を取得していること。
			(2) 大型自動車運転免許を取得していること。				(2) 準中型自動車運転免許を取得した日から2年以上を経過していること。
中型自動車 技能検定	A級	警察官 以外の職員	(1) 準中型自動車技能検定C級又は普通自動車技能検定C級を取得していること。	普通自動車 技能検定	S級	警察官 以外の職員	(1) 普通自動車技能検定C級を取得していること。
			(2) 大型自動車運転免許又は中型自動車運転免許を取得していること。				(2) 警察庁が実施する運転免許技能試験官専科又は警察緊急自動車運転技能中堅指導者専科を修了していること。
	B級	警察官	(1) 準中型自動車技能検定B級以上又は普通自動車技能検定B級以上を取得していること。		A級	警察官	(1) 普通自動車技能検定C級を取得していること。
			(2) 大型自動車運転免許又は中型自動車運転免許を取得していること。				(2) 準中型自動車運転免許を取得した日から2年以上を経過していること。

	C級	職員	(2) 普通自動車運転免許を取得した日から2年以上を経過していること。 普通自動車運転免許を取得した日から1年以上を経過していること。
大型自動車 二輪車 検定	A級	警察官 以外の職員	(1) 普通自動車技能検定B級以上を取得していること。 (2) 大型自動二輪車運転免許を取得していること。 (3) 直近の大型自動二輪車技能検定A級又はB級を受検した日から1年以上を経過していること。
		警察官	(1) 普通自動車技能検定C級を取得していること。 (2) 大型自動二輪車運転免許を取得していること。
	B級	警察官 以外の職員	(1) 普通自動車技能検定B級以上を取得していること。 (2) 大型自動二輪車運転免許を取得していること。
普通自動車 二輪車 検定	A級	職員	(1) 大型自動二輪車運転免許又は普通自動二輪車運転免許を取得していること。 (2) 直近の普通自動二輪車技能検定A級又はB級を受検した日から1年以上を経過していること。
			B級

備考 所属長が特に必要と認める職員（道路交通法施行規則第15条の2に規定する準中型自動車又は普通自動車に係る緊急自動車の運転資格の審査に合格しており、かつ、所属長が当該緊急自動車の運転技能及び適性があると認める職員に限る。）については、この表に定める受検資格にかかわらず、準中型自動車に係る緊急自動車の運転資格の審査に合格している職員にあっては準中型自動車技能検定A級及びB級を、普通自動車に係る緊急自動車の運転資格の審査に合格している職員にあっては普通自動車技能検定A級及びB級を受検できる。別記様式を参照。

格の審査に合格している職員にあっては準中型自動車技能検定A級及びB級を、普通自動車に係る緊急自動車の運転資格の審査に合格している職員にあっては普通自動車技能検定A級及びB級を受検できる。別記様式を参照。

附 則
(施行期日)
1 この訓令は、平成29年3月12日から施行する。
(経過措置)
2 この訓令による改正前の警察車両運転技能検定等に関する訓令別表第1の普通自動車技能検定S級、A級、B級及びC級は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるこの訓令による改正後の警察車両運転技能検定等に関する訓令別表第1の準中型自動車技能検定S級、A級、B級及びC級とみなす。
(1) 普通自動車技能検定S級 準中型自動車技能検定S級
(2) 普通自動車技能検定A級 準中型自動車技能検定A級
(3) 普通自動車技能検定B級 準中型自動車技能検定B級
(4) 普通自動車技能検定C級 準中型自動車技能検定C級

訓 令 公 報

監査委員公表第603号
平成28年12月2日付け監査第782号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。
平成29年3月10日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	柳	井	貞	美
大分県監査委員	濱	田	洋	
大分県監査委員	尾	島	保	彦

- 指摘事項についての措置状況
なし
- 注意事項についての措置状況
監査対象機関 監査実施日 監査結果の注意事項及びその措置状況

(知事部局・福祉保健部)			
医療政策課	平成28年6月29日 平成28年7月21日	注意事項 現金出納事務において、領収した現金の受払を現金出納表に記載していない事例や、決裁していない事例が複数認められた。	
高齢者福祉課	平成28年6月27日 平成28年7月21日	措置状況 現金領収後の事務処理について統一的な取扱が図られるようマニュアルを作成し、関係職員に徹底させるとともに、人事異動等で担当が変更となった場合には職場内で現金出納事務の勉強会を行うこととした。 また、月ごとにも領収額及び調定額と現金出納表の突合を行うチェック体制を整えた。	
子ども・家庭支援課	平成28年6月28日 平成28年7月21日	注意事項 母子父子寡婦福祉資金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。 措置状況① 償還率の一層の向上、収入未済額の縮減を図るため、下記の取組を実施している。 ①償還開始2ヶ月前の借主に対する償還指導面接の実施	障害福祉課 平成28年6月27日 平成28年7月21日
		注意事項② 公務旅行において、使用する自家用車の登録を行わずに当該車両の使用を承認しているほか、運転免許の有無を確認せずに公用車を使用させている事例が認められた。 措置状況② 職員の制度の理解不足と所属等のチェックが不十分だったことから、職員に対しては、公務旅行の自家用車の登録及び運転免許証の有効期限の確認の必要性を再度徹底するとともに、所属の担当者、班総括などが定期的に自家用車の登録申請書及び運転免許証の有効期限の確認を行うこととした。	措置状況 児童の入所措置決定を行う児童相談所において、措置開始時に保護者に対し、適切な指導と納入意識の徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めるとともに、徴収事務を行っている市福

	<p>社事務所や保健所と児童相談所間で、保護者の家庭状況等の情報を共有することにより、効果的な徴収が可能となるよう、連携強化に取り組んでいる。</p> <p>また、7月、8月及び12月を「徴収強化月間」とし、文書や電話、家庭訪問による催告等を集中的に実施するなど、徴収の強化を図っている。</p> <p>今後も、市福祉事務所、保健所等との更なる連携を図りながら、長期の未納とならないよう措置開始から間がない未納者に積極的に働きかけるなど、効果的な納入指導を行い、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止に努めていく。</p>		<p>わせた製作を依頼し、完成品に対して当初の契約額どおり支払った。</p> <p>今後は、業務依頼にあたり現地を確認してから仕様書を作成するとともに、担当者だけでなく複数人で確認することで、再発防止に努める。</p>
(知事部局・生活環境部)	<p>食品安全・衛生課</p> <p>平成28年6月2日 平成28年7月12日</p>	<p>(知事部局・農林水産部)</p> <p>畜産振興課</p> <p>平成28年7月25日 平成28年8月17日</p>	<p>注意事項 大分県畜産生産振興対策事業において、建築確認申請が必要にもかかわらず、その手続をしていない建築物を補助対象としている事例が認められた。</p> <p>措置状況 補助事業者である市を通じ、事業実施主体に適切な対応を指導したところ、補助対象牛舎を切り分ける工事が追加で行われ、適切に完了したことを確認した。</p> <p>再発防止のため、事業計画・事業申請の各段階において、現場で事業の監督等を行う振興局と当課で二重チェックのため使用するチェックリストの項目に建築確認の必要性を追加するとともに、建築確認の進捗状況についても随時確認することと改めた。</p>
	<p>注意事項① 行政財産目的外使用許可に係る庁舎管理費について、徴収額の算定を誤り過大に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況① 行政財産の目的外使用許可取扱要領の規定を再確認し、適正な庁舎管理費の算定基礎となる施設面積などに誤りがないか見直しを行った。</p> <p>今後は、決裁にあたって庁舎管理費の算定の基礎となる施設面積などの資料も添付し、担当者だけでなく複数人で確認できるようにして、再発防止に努める。</p>	<p>漁業管理課</p> <p>平成28年7月29日 平成28年8月17日</p>	<p>注意事項 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 運転に適したとはいえない安全靴での運転が原因であったことから、公用車を運転する際は、グレーキ等の操作がしやすいドラインソングシューズや運動靴等を着用するよう、船長機関長会議、中堅職員会議、若手職員会議等で繰り返し指導した。</p> <p>今後も、定期的に開催する会議等で安全運転の指導を徹底する。また、公用車を使用する際は、その都度、上司が安全運転の声かけを行う</p>
	<p>注意事項② 動物管理所焼却炉の消耗部品購入において、見積書を徴取する際に、相手方に送付した仕様書における当該部品のサイズが誤っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況② 契約後に現地を確認した業者から、仕様書のサイズの誤りを指摘されたが、差異が小さいことから再見積などは実施せず、現地の仕様に合わせて</p>		

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。
平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
森林土木積算業務システム機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県農林水産部農林水産企画課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十九年一月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
富士通りース株式会社 九州支店 支店長 谷頭 洋一
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目一番二号
- 五 落札金額
五十九万九千八百八十四円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告日
平成二十八年十二月九日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営萩二期地区（杉園・政所工区）中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）計画の変更について、次のとおり公告する。
平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公告する書類の名称 変更後の県営萩二期地区（杉園・政所工区）中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）計画の概要	公告期間 平二九・三・一〇から 平二九・三・一五まで	公告場所 竹田市役所
--	----------------------------------	---------------

平成二十九年三月十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
平成二十九年三月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
由布市湯布院町川上字平原二百九十八番一、二百九十九番一、三百一番三、三百一番六、三百五番九及び三百五番十一並びに二百九十九番二ほか三筆の各一部
- 二 開発区域の面積
一、一〇一・九四平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
大分市都町三丁目百四十二番地
有限会社ふく亭本店
代表取締役 甲 斐 勝利
- 四 完了検査年月日
平成二十九年二月十六日

○正 誤

平成六年五月十日付け大分県報号外第八六号に登載の大分県公安委員会規則第六号（大分県道路交通法施行細則の一部改正）中の訂正

ページ	段	行
二	下	右から一
		誤
		正
ページ		誤
三		普通二種小型
		普通二輪小型
		正

平成十八年三月十七日付け大分県報第一七四五号に登載の大分県公安委員会規則第一号（大分県道路交通法施行細則の一部改正）中の訂正

大分県報（公告・正誤）